

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の6第1項</u>の規定により退職した場合（同法第81条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）若しくは地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>国家公務員法第81条の2第1項</u>の規定により退職した場合（同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）若しくは地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。